

悪臭の測定結果（固型化処理施設）

実施年度		令和6年度（解体・撤去工事期間中）												令和7年度			基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	4月度	5月度	6月度	
対象	測定地点	2日	8日	3日	2日	1日	5日	2日	6日	3日	8日	12日	6日				
悪臭	風上位置	固－3	固－1	固－1	固－3	固－1	固－1	固－3	固－1	固－3	固－1	固－3	固－1				15
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				
	風下位置	固－1	固－3	固－3	固－1	固－3	固－3	固－1	固－3	固－1	固－3	固－1	固－3				
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

悪臭の測定結果（第二保管施設）

実施年度		令和6年度（解体・撤去工事期間中）												令和7年度			基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度 ^{※4}	2月度	3月度	4月度	5月度	6月度	
対象	測定地点	2日	8日	3日	2日	1日	5日	2日	6日	3日							
悪臭	風上位置	保－4	保－2	保－2	保－2	保－2	保－2	保－2	保－4	保－2							15
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満							
	風下位置	保－2	保－4	保－4	保－4	保－4	保－4	保－4	保－2	保－4							
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満							

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

※4 第二保管施設の解体、整地は令和6年12月6日に終了、観測井戸W-3、W-4の撤去は、令和6年12月24日に終了している。よって令和7年1月度以降の環境モニタリングは実施していない。

悪臭の測定結果（破碎・改質処理、第四保管施設）

実施年度		令和6年度（解体・撤去工事期間中）												令和7年度			基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	4月度	5月度	6月度	
対象	測定地点	2日	8日	3日	2日	1日	5日	2日	6日	3日	8日	12日	6日				
悪臭	風上位置	破－3	破－1	破－1	破－3	破－1	破－1	破－3	破－1	破－3	破－1	破－3	破－1				15
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				
	風下位置	破－1	破－3	破－3	破－1	破－3	破－3	破－1	破－3	破－1	破－3	破－1	破－3				
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

悪臭の測定結果（第三保管施設）

実施年度		令和6年度（解体・撤去工事期間中）												令和7年度			基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度 ^{※3}	12月度	1月度	2月度	3月度	4月度	5月度	6月度	
対象	測定地点								6日	3日	8日	12日	6日				
悪臭	風上位置								第3－4	第3－2	第3－4	第3－4	第3－4				15
	臭気指数 ^{※2}								10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				
	風下位置								第3－2	第3－4	第3－2	第3－2	第3－2				
	臭気指数 ^{※2}								10未満	10未満	10未満	10未満	10未満				

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

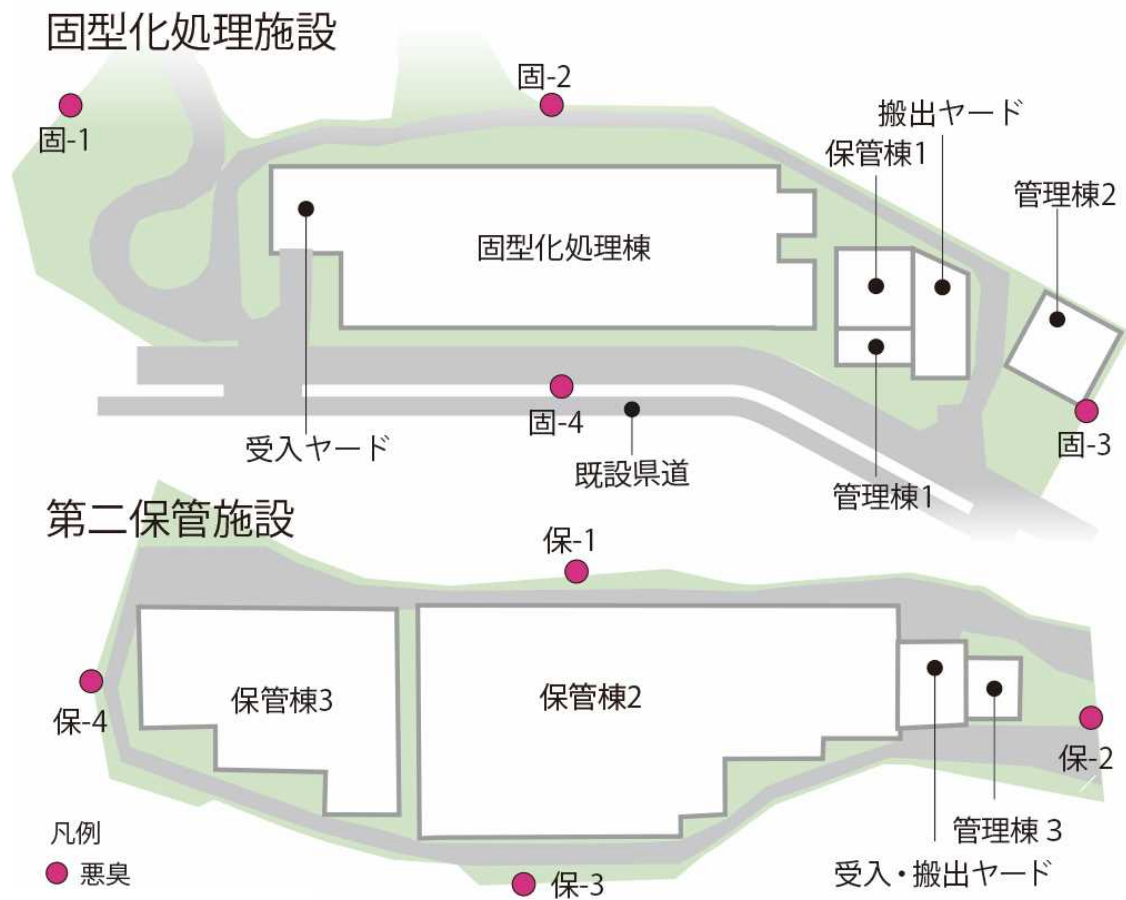
※3 第三保管施設基礎コンクリートの解体・撤去前の測定値

悪臭の測定結果（特定悪臭物質濃度：令和6年6月3日測定；1回/年測定）

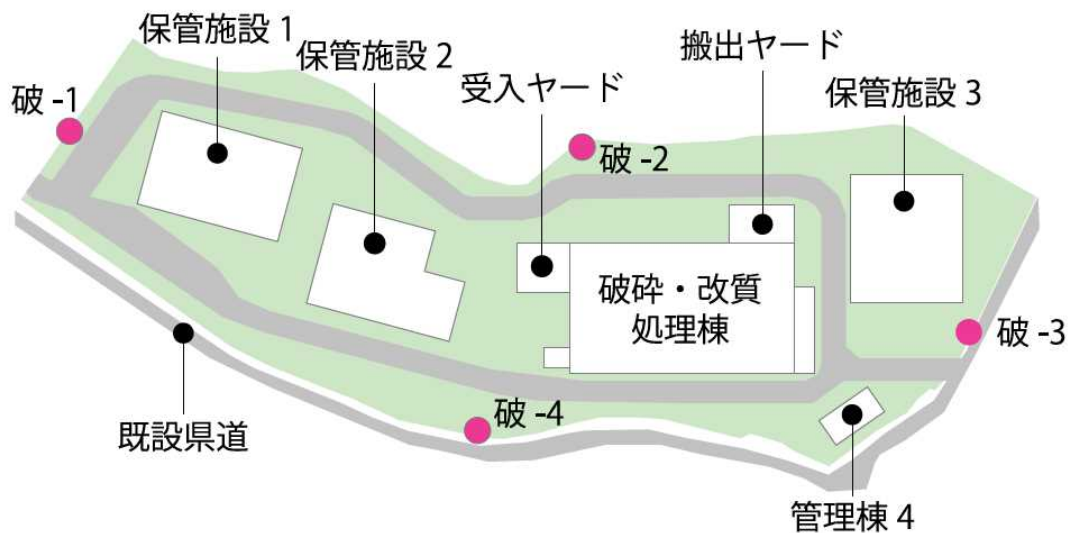
特定悪臭物質	単位	基準値等※1	固化化处理施設		第二保管施設		破碎・改質処理、第四保管施設		定量下限値
			風上（固-1）	風下（固-3）	風上（保-2）	風下（保-4）	風上（破-1）	風下（破-3）	
アンモニア	ppm	2	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
メチルメルカプタン	ppm	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
硫化水素	ppm	0.06	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002
硫化メチル	ppm	0.05	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001
二硫化メチル	ppm	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.02	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005
プロピオンアルデヒド	ppm	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.07	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0.02	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
イソヘキシルアルデヒド	ppm	0.006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0003
イソオクタール	ppm	4	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.09
酢酸エチル	ppm	7	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	3	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
トルエン	ppm	30	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1
スチレン	ppm	0.8	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04
キシレン	ppm	2	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
プロピオン酸	ppm	0.07	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
ノルマル吉草酸	ppm	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
イソ吉草酸	ppm	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002

※1 固化化处理施設、第二保管施設及び破碎・改質処理施設は「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制地域に立地しないため、特定悪臭物質の規制基準は適用されないが、B区域の基準を参考値とした。

悪臭の測定地点



破碎・改質処理、第四保管施設



凡例

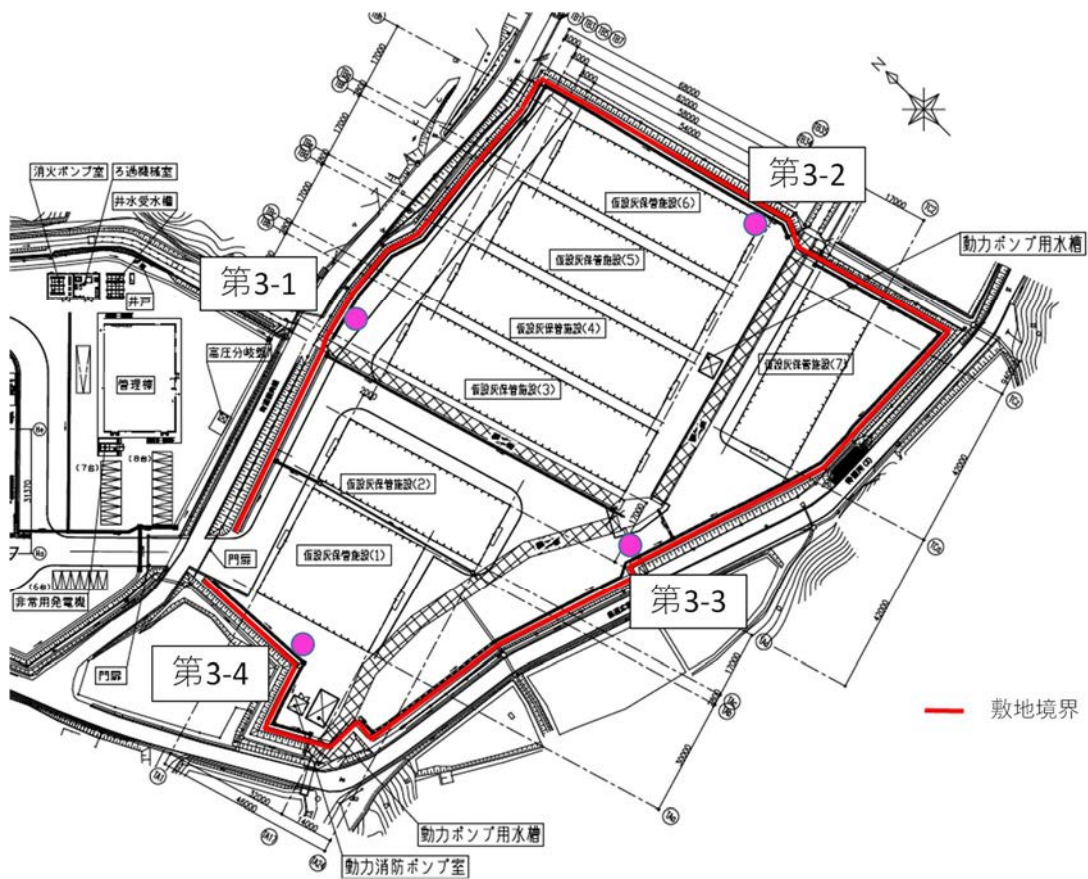
● 悪臭の測定地点

臭気指数 : 固型化处理施設、第二保管施設、破碎・改質処理、第四保管施設それぞれ測定当日の風上及び風下にて測定、計6地点で測定。

特定悪臭物質濃度 : 固型化处理施設、第二保管施設、破碎・改質処理、第四保管施設それぞれ測定当日の風上及び風下にて測定、計6地点で測定。1回/年。

悪臭の測定地点

第三保管施設



凡例

● 悪臭の測定地点

臭気指数 : 測定当日の風上及び風下にて測定、計 2 地点で測定。

特定悪臭物質濃度 : 測定当日の風上及び風下にて測定、計 2 地点で測定、1 回/年